



埼玉県報

第154号
令和2年(2020年)
10月30日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（教養課）

告示

- システム運営等業務委託に関する入札公告（情報システム課）
- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表（人事課）
- スタジオカメラほかシステム機器に関する入札公告（入札課）
- 令和2年7月から9月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 鳥獣保護区の更新（神川）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（川本）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（東武動物公園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（都幾山）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（越生）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（腰越）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（県民の森）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（金尾山・風布）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（美の山）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（熊谷）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（森林公園ゴルフ倶楽部）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（井沼）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（権現堂）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（都幾川越瀬下流）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（浦山ダム）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（榛沢）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（川島中央）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（前小屋・二ツ小屋）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（町屋新田）（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会

福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 埼玉県南児童相談所一時保護所給食調理等業務委託に関する落札者等の公示(南児童相談所)
- 埼玉県所沢児童相談所一時保護所給食調理等業務委託に関する落札者等の公示(所沢児童相談所)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 庄内領用悪水路土地改良区の役員変更届(春日部農林振興センター)
- 県営土地改良事業さいたま中央地区(区画整理事業)計画の決定及び計画書の写しの縦覧(農村整備課)
- さいたま中央土地改良区設立認可申請の適否決定並びに土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写しの縦覧(農村整備課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 人身安全関連事案管理システムサーバ等機器の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 県道吉場安行東京線の区域の変更(さいたま県土整備事務所)
- 県道大間木蕨線の供用の開始(さいたま県土整備事務所)

令和2年(2020年)10月30日

- 県道菅谷寄居線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道深谷嵐山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道大野東松山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道大野東松山線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道熊谷館林線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか18施設で使用する電気に関する入札公告（下水道事業課）

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第71条第3項中「柔道、剣道及び逮捕術の」を削る。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

システム運営等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年2月1日（月）から令和6年1月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を平成30年4月1日以降に誠実に履行した実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課企画・セキュリティ担当 相浦 電話048-830-2269（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月11日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月10日（木）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月10日（木）午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 令和2年12月11日（金）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年11月25日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年11月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Technical support for Information Systems Division 1 set

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., December 11, 2020

By registered mail or in person: 4:00 p.m., December 10, 2020

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2269 E-mail: a2290@pref.saitama.lg.jp

告示

埼玉県告示第千二百二十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

四 募集期間

令和二年十一月一日（日）から同月二十六日（木）まで

五 採用予定時期

令和三年三月下旬から同年四月上旬まで

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

令和二年十二月四日（金）又は同月五日（土）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県熊谷市拾六間八百三十九番地

航空自衛隊熊谷基地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（令和元年度）

（単位：人）

職種	区分 採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	647	272	52	104	7	190		1		626
研究職	22	10	1	2		7		1		21
医療職	59	17	7	20	2	12				58
技能労務職	16	22	2	1		16				41
教育職	3636	1183	141	325	18	1993		16		3676
警察職	411	219	55	172	5	9		2		462
企業職	325	33	15	171	3	13				235
合計 (構成比)	5,116	1,756 (34.3%)	273 (5.3%)	795 (15.5%)	35 (0.7%)	2,240 (43.8%)	0 (0%)	20 (0.4%)	0 (0%)	5,119 (100%)

- (注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。
 2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。
 一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員
 研究職・・・研究職給料表適用者
 医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者
 技能労務職・・・技能職給料表適用者
 教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員
 警察職・・・公安職給料表適用者
 企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院研究職給料表、病院医療職給料表(一)、病院医療職給料表(二)、病院医療職給料表(三)及び下水道企業職給料表の各適用者
 3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（令和元年度）

<知事等>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	130	100	99	82	51	29	12	4
研究職	3	10	6	7	3			
医療職	19	8	10	7	4			
技能労務職								
教育職								
企業職	101	34	20	15	8	1	3	
合計 (構成比)	253 (33.2%)	152 (19.9%)	135 (17.7%)	111 (14.6%)	66 (8.7%)	30 (3.9%)	15 (2.0%)	4

- (注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	68	52	37	11	13	7	2	
医療職								
技能労務職								
教育職								
合計 (構成比)	68 (35.8%)	52 (27.4%)	37 (19.5%)	11 (5.8%)	13 (6.8%)	7 (3.7%)	2 (1.1%)	0

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	217	305	12	221	12
合計 (構成比)	217 (28.7%)	305 (40.4%)	12 (1.6%)	221 (29.3%)	12

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	363	244	89	37	21	3
一般職員	33	19	10	7	2	1
研究職	1	1	1	2	1	
合計 (構成比)	397 (47.8%)	264 (31.8%)	100 (12.0%)	46 (5.5%)	24 (2.9%)	4

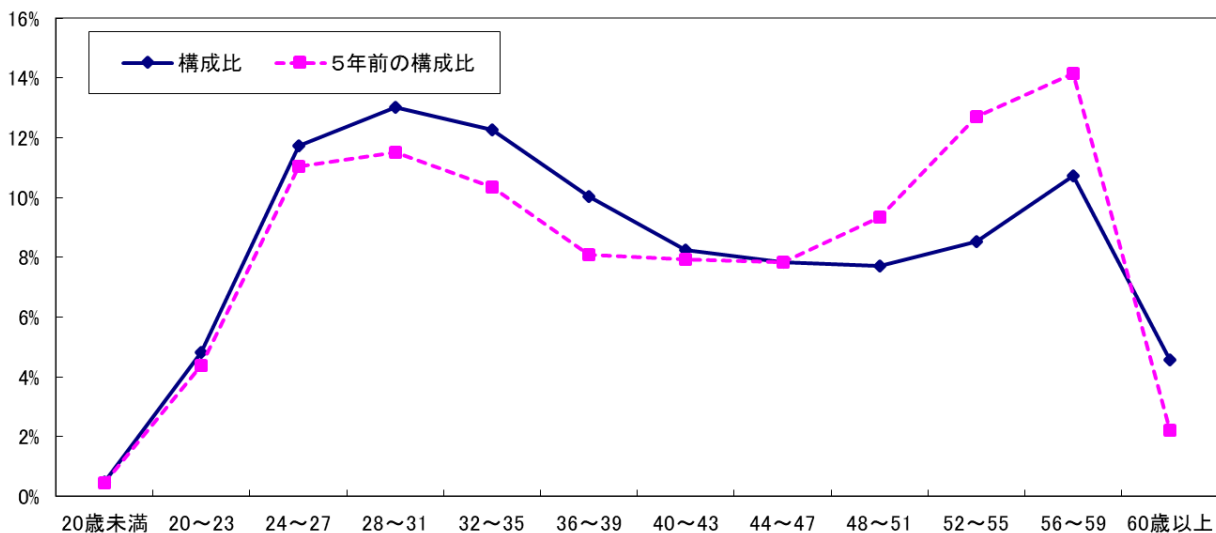
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成31年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	65	65	0	
		総務	1,233	1,214	▲19	ラグビーワールドカップ2019大会課の廃止など
		税務	564	561	▲3	派遣職員の減員など
		民生	1,109	1,164	+55	児童相談所の体制強化など
		衛生	1,276	1,295	+19	受動喫煙防止への対応強化など
		商工	315	317	+2	業務執行体制の見直しなど
		労働	200	200	0	
		農林水産	856	878	+22	豚熱への対応など
		土木	1,248	1,267	+19	鉄道高架建設事務所の設置など
		小計	6,866	6,961	+95	
	教育部門	37,012	37,803	+791	児童生徒数の変動など	
警察部門	12,878	12,860	▲18	業務執行体制の見直しなど		
小計	56,756	57,624	+868			
公営企業部門	病院	2,373	2,387	+14	循環器・呼吸器病センターの体制強化など	
	水道	338	336	▲2	業務執行体制の見直しなど	
	下水道	132	130	▲2	派遣職員の減員など	
	その他	111	109	▲2	業務執行体制の見直しなど	
	小計	2,954	2,962	+8		
合計		59,710	60,586	+876		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	288人	2,927人	7,116人	7,896人	7,435人	6,075人	4,996人	4,742人	4,663人	5,175人	6,498人	2,775人	60,586人

(5) 職員定数の適切な管理

多様な課題に迅速かつ的確に対応するための組織体制の見直しを行うとともに、今後の人口減少等を踏まえ、業務のスクラップ・アンド・ビルドを行い、職員定数の適正な管理を行っています。その上で、急増する自然災害など県民の生命や財産に重大な影響を及ぼす事案等には必要な範囲内で増員しています。

なお、企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

＜知事及び教育委員会（事務局職員）＞

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価 																																
対象職員	一般職の職員																																
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日 能力評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間） 																																
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 667 1425 936"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> </tr> </tbody> </table> 能力評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 1014 1425 1283"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> 	評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																															
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																															
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	実績が良好である	分布制限なし																															
C	実績がやや良好でない																																
D	実績が良好でない																																
評語	内容	分布制限																															
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																															
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	職位における期待水準である	分布制限なし																															
C	職位における期待水準を下まわる																																
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																
評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。																																
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																

<教育委員会（県立学校）>

<p>評価制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標による管理の手法 ・ 実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用(人材育成、人事管理、給与への反映等) ・ 体系的な評価者研修の実施 ・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備 																		
<p>対象職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。) 																		
<p>評価期間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日: 2月1日 ・ 評価期間: 基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 																		
<p>評価の基準</p>	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1" data-bbox="475 680 1433 913"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="475 1012 1442 1196"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
<p>評価結果等の活用</p>	<p>教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。 評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。</p>																		
<p>その他</p>	<p>評価者研修テキスト(管理職向け)、教職員評価システムの手引き(教職員向け)を整備</p>																		

<警察本部長>

<p>評価制度の概要</p>	<p>人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。</p> <p>1 実績評価 目標設定方式による評価、及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。</p> <p>2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</p>
<p>対象職員</p>	<p>採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員</p>
<p>評価期間等</p>	<p>実績評定及び能力評定</p> <p>(1) 評定日 : 12月1日</p> <p>(2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日</p>
<p>評価の基準</p>	<p>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る</p> <p>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</p>
<p>評価結果等の活用</p>	<p>評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。</p>
<p>その他</p>	<p>人事評価の公平性を認識させるため、評価者に対する指導及び教養を実施した。</p>

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和元年度	7,390,054	1,746,304,493	5,328,135	569,280,686	32.6	33.3

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度	56,756	246,451,237	66,091,252	105,031,048	417,573,537	7,357

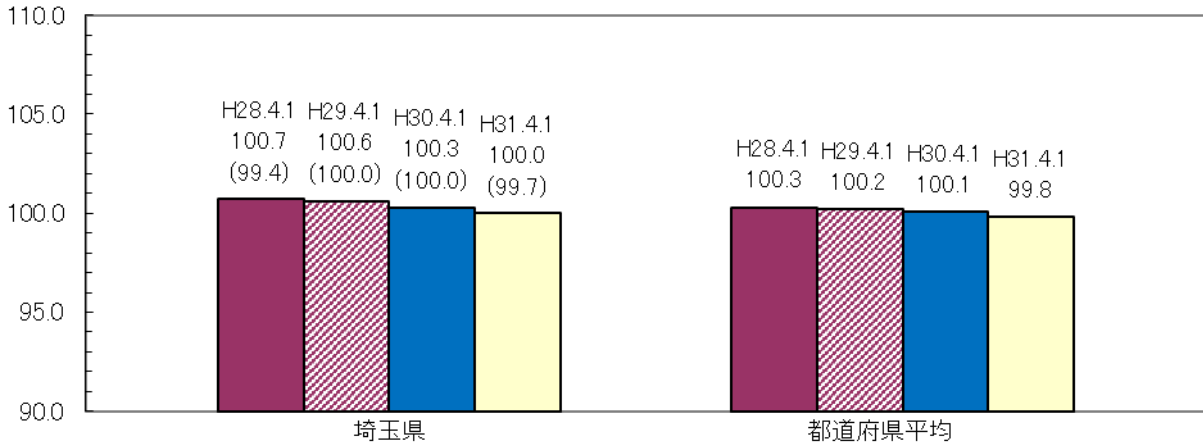
(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.3 歳	323,193 円	416,705 円
技能労務職	55.9 歳	346,502 円	402,282 円
高等学校等教育職	43.4 歳	364,779 円	427,766 円
小中学校教育職	40.3 歳	346,474 円	405,148 円
警察職	37.8 歳	330,935 円	469,456 円

(注) 1 職種区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	191,664円	204,360円
	高校卒	157,333円	168,506円
技能労務職	高校卒	159,872円	171,756円
	中学卒	144,078円	152,660円
高等学校教育職	大学卒	214,111円	228,230円
	高校卒	168,709円	184,148円
小中学校教育職	大学卒	214,111円	228,230円
警察職	大学卒	222,135円	236,457円
	高校卒	193,594円	202,126円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

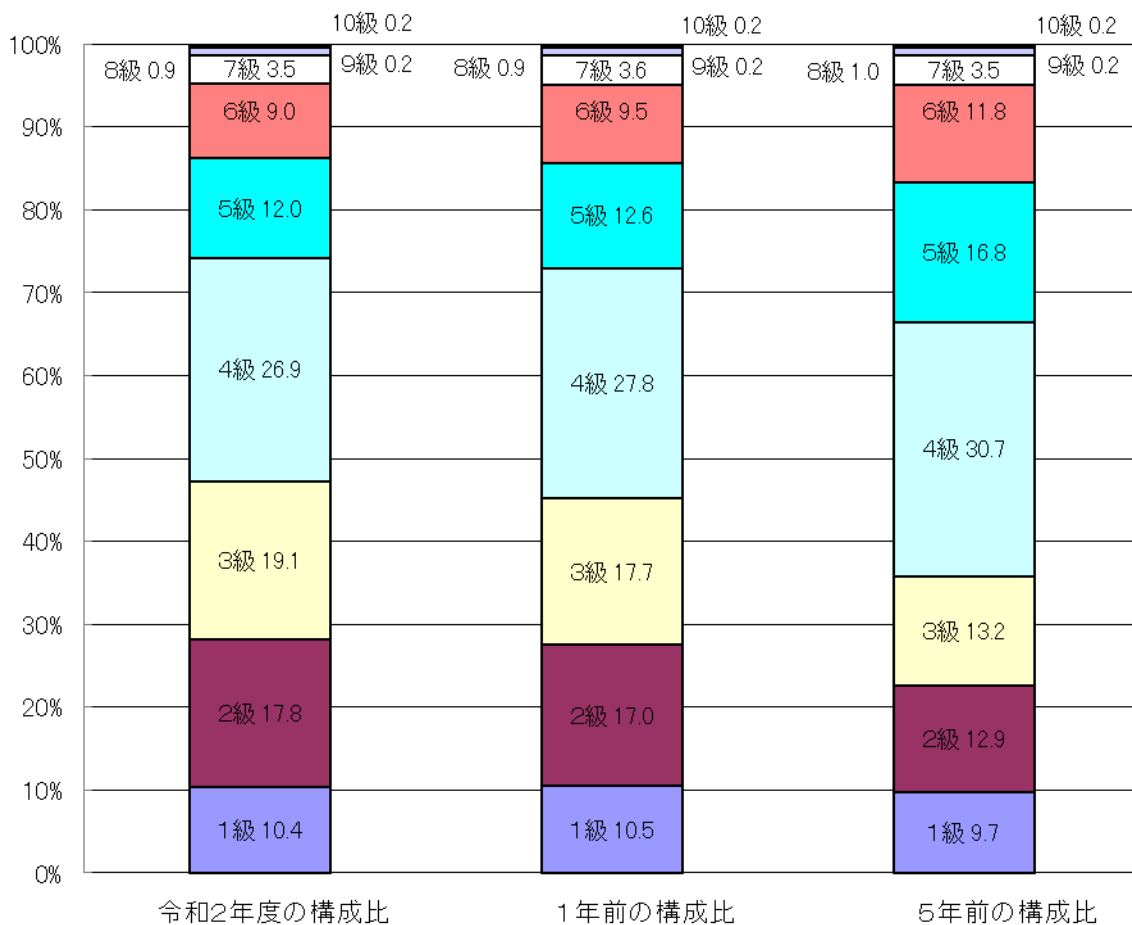
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	291,700円	376,488円
	高校卒	248,622円	338,383円
技能労務職	高校卒	—	270,077円
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	342,009円	417,567円
	高校卒	267,675円	322,309円
小中学校教育職	大学卒	342,390円	409,947円
警察職	大学卒	319,396円	402,877円
	高校卒	282,835円	373,270円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 932	人 1,600	人 1,714	人 2,413	人 1,073	人 810	人 314	人 83	人 14	人 16	人 8,969
構成比	% 10.4	% 17.8	% 19.1	% 26.9	% 12.0	% 9.0	% 3.5	% 0.9	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
 課所長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
 副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額（令和元年度決算） 1,755千円	—
（令和元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 （1.45月分） 勤勉手当 1.90月分 （0.90月分）	（令和元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 （1.45月分） 勤勉手当 1.90月分 （0.90月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

埼 玉 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和元年度決算)	(自己都合) 2,519千円	(勸奨・定年) 22,105千円			

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	25,359,691千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	449千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	8,955人
東京都特別区等	11.3%	14人

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	3,817,009千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	151千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度決算）	44.5%
手当の種類（手当数）	28手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円 日額 320 円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円～4,000 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 410 円～1,100 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	搜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	12,139,704千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	576千円
支給実績（平成 30 年度決算）	12,238,247千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 30 年度決算）	543千円

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和 2 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者 6,500 円、子 10,000 円等	同		千円 5,083,213	千円 248
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高 28,000 円	同		千円 4,328,574	千円 356
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600 円(又は 50,800 円) 以内	同		千円 135,641	千円 2,660
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として 6 カ月定期券価額）	異	支給上限	千円 6,114,930	千円 126
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 25,276	千円 443
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%~8%	同		千円 0	千円 0
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4~16%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,383,529	千円 1,029
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円~31,500円	同		千円 1,274,169	千円 279
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 99,300	千円 609
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~139,600円	同		千円 3,225,456	千円 825
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額2,000~8,000円			千円 2,286,048	千円 67
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)			千円 180,707	千円 355
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)			千円 226,863	千円 387
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%			千円 27,789	千円 305

(10) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000 円		
	副知事	1,134,000 円		
報 酬	議 長	1,144,000 円		
	副議長	1,016,000 円		
	議 員	927,000 円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(令和元年度支給割合) 3.40月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和元年度支給割合) 3.40月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	$1,420,000円 \times 12 \times 在職年数 \times 0.60$	40,896,000円	任期毎
	副知事	$1,134,000円 \times 12 \times 在職年数 \times 0.46$	25,038,720円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和元年度	千円 1,578,496	千円 183,944	千円 196,198	% 12.4	% 12.3

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費16,459千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和元年度	人 29	千円 107,758	千円 33,968	千円 45,971	千円 187,697	千円 6,472

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
40.4歳	335,909円	515,502円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和元年度決算） 1,532千円	
（令和元年度支給割合）	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和2年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和元年度決算)	(自己都合) 0円	(勸奨・定年) 21,496千円

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)	11,215千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	374千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	30人

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)	3,093千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	163千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度決算)	63.3%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和元年度決算)	9,064千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	324千円
支給実績 (平成30年度決算)	8,509千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	304千円

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 2,586	千円 259
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 2,403	千円 267
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 3,771	千円 130
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 24	千円 24
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 1,812	千円 906

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和元年度	千円 41,521,765	千円 2,881,462	千円 2,174,189	% 5.2	% 5.7

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費626,347千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和元年度	人 341	千円 1,275,615	千円 432,121	千円 554,457	千円 2,262,193	千円 6,634

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
40.6歳	352,446円	548,370円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和元年度決算)	
1,623千円	
(令和元年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.90月分
(1.45月分)	0.90月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和2年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和元年度決算)	(自己都合) 8,703千円	(勸奨・定年) 21,841千円

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)	132,749千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	393千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	338人

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)	41,983千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	175千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度決算)	71.0%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和元年度決算)	114,900千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	368千円
支給実績 (平成30年度決算)	107,109千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	343千円

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 35,073	千円 249
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 21,363	千円 277
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 54,578	千円 174
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 284	千円 16
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 30,731	千円 991

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和元年度	千円 7,883,929	千円 1,116,271	千円 178,588	% 2.3	% 45.2

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費227,794千円を含みません。

3 造成した産業団地の売却実績で、「総費用」が変動するため、年度により「総費用に占める職員給与費比率」が大きく異なることがあります。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和元年度	人 50	千円 191,131	千円 59,124	千円 85,305	千円 335,560	千円 6,711

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和2年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
39.3歳	346,289円	541,878円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和元年度決算)	
1,706千円	
(令和元年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.90月分
(1.45月分)	0.90月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和2年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和元年度決算)	(自己都合) 0千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)	20,528千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	411千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	50人

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)	1,330千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	55千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度決算)	48.0%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和元年度決算)	11,997千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	279千円
支給実績 (平成30年度決算)	16,003千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	471千円

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。
- 3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 6,348	千円 289
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 3,801	千円 238
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円(又は50,800円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 7,229	千円 154
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 90	千円 45
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 7,801	千円 1,114

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和元年度	千円 59,547,673	千円 △1,524,576	千円 25,674,880	% 43.1	% 43.3

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和元年度	人 2,367	千円 9,673,249	千円 5,277,095	千円 3,926,234	千円 18,876,578	千円 7,975

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	44.9歳	580,772円	1,333,450円
看護師	35.9歳	331,660円	513,157円
事務職員	40.6歳	348,356円	533,826円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和元年度決算)	1,659千円
(令和元年度支給割合)	
期末手当	2.60月分
勤勉手当	1.90月分
	(1.45月分 0.90月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和2年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和元年度決算)	(自己都合) 1,323千円	(勸奨・定年) 20,089千円

- (注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		1,129,398千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		477千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県	8.3%	2,069
医師・歯科医師	16%	307

- (注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		513,933千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		388千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度決算）		55.9%	
手当の種類（手当数）		9手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	相談指導、心理判定等の業務	月額9,700円 日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病院に勤務する職員	介助及び汚物処理の作業	月額8,000円 日額320円
試験等業務手当	臨床腫瘍研究所に勤務する職員	発がん性物質を使用する試験研究業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部に勤務する職員	管理区域内で行う放射線業務	日額320円
防疫業務手当	病院に勤務する職員	感染症又は結核患者に直接接する介助等の業務	日額320円~4,000円
遺体取扱手当	病院に勤務する職員	遺体を取り扱う作業	1体 800円~2,500円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師等	深夜又は準夜の看護等の業務	勤務1回 2,150円~7,300円
変則勤務手当	病院に勤務する薬剤師	深夜の勤務	勤務1回 410円~1,100円
新生児担当医手当	小児医療センターに勤務する医師	新生児の診療業務	業務1件 10,000円

- (注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	1,639,177千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	693千円
支給実績（平成30年度決算）	1,618,850千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	696千円

（注）1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者 6,500 円、子 10,000 円等	同	-	千円 189,745	千円 262
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて 月額最高 28,000 円	同	-	千円 216,627	千円 335
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用され た医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600 円(又は 50,800 円)以内	同	-	千円 1,115,421	千円 3,693
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額） ②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同	-	千円 228,007	千円 163
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000 円+加算額	同	-	千円 1,272	千円 424
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた 職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額× 135/100	同	-	千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に 支給 → 勤務1回につき、1,050 円～ 31,500 円	同	-	千円 151,464	千円 335
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に 支給 → 勤務1回につき、2,000 円～ 18,000 円	同	-	千円 1,227	千円 43
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時まで の間 （深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額× 25/100	同	-	千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額 25,900 円～139,600 円	同	-	千円 90,824	千円 1,044

（注） 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(5) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和元年度	千円 47,755,253	千円 2,070,709	千円 688,851	% 1.4	% 1.4

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費496,991千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和元年度	人 132	千円 509,342	千円 154,565	千円 212,947	千円 876,854	千円 6,643

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和2年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
48.7歳	376,030円	646,596円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和元年度決算)	
1,816千円	
(令和元年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.90月分
(1.45月分)	0.90月分)
(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の等級による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~20%

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数字であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和2年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和元年度決算)	(自己都合) 0千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人あたりの平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)		53,853千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)		427千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	124人
東京都特別区等	11.3%	1人

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)		5千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)		1千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度決算)		7.5%	
手当の種類 (手当数)		5手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円~730円

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和元年度決算)	46,575千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	501千円
支給実績 (平成30年度決算)	52,776千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	607千円

(注) 1 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在の職員総数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同	-	千円 14,443	千円 226
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同	-	千円 10,313	千円 313
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 →308,600円(又は50,800円)以内	同	-	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額(原則として6カ月 定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同	-	千円 14,689	千円 141
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同	-	千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職 員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	-	千円 -	千円 -
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支 給 →勤務1回につき2,000円~18,000円	同	-	千円 330	千円 24
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同	-	千円 14,479	千円 1,034

(注) 令和元年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（令和2年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

令和元年の職員1人当たりの平均使用日数： 11.2日

(3) 病気休暇の取得状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

(単位：人)

任命権者名	取得者数
知事等	497
教育委員会	1,025
警察本部長	140
計	1,662

(4) 特別休暇の状況（令和2年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																											
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																											
10 忌引休暇	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th colspan="2">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> <tr> <td>1 親等直系尊属</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1 親等直系卑属</td> <td>7日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2 親等直系尊属</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2 親等直系卑属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 親等傍系者</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3 親等傍系尊属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1 親等直系尊属	7日	3日	1 親等直系卑属	7日	1日	2 親等直系尊属	3日	1日	2 親等直系卑属	1日	—	2 親等傍系者	3日	1日	3 親等傍系尊属	1日	—
親族	日数																											
配偶者	10日																											
	血族	姻族																										
1 親等直系尊属	7日	3日																										
1 親等直系卑属	7日	1日																										
2 親等直系尊属	3日	1日																										
2 親等直系卑属	1日	—																										
2 親等傍系者	3日	1日																										
3 親等傍系尊属	1日	—																										
11 父母等の追悼のための休暇	1日																											
12 夏季休暇	5日																											
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																											
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																											
15 災害等における退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																											
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																											
18 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
19 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
20 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																											
21 献血休暇	その都度必要と認められる時間																											
22 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																											

(5) 介護休暇の取得状況 (令和元年度)

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	7	7	2	4	1					
女性職員	29	29		19	8	1		1		
計	36	36	2	23	9	1	0	1	0	0

(単位：人)

	休暇の取得形式				介護を要した期間						
	計	全日型 中 心	時間型 中 心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	7	5	2		7	2	1	3	1		
女性職員	29	29			29	9	3	2	3	7	5
計	36	34	2	0	36	11	4	5	4	7	5

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

(6) 介護時間の取得状況 (令和元年度)

(単位：人)

	介護時間 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	5	5		5						
女性職員	13	13		7	5	1				
計	18	18	0	12	5	1	0	0	0	0

(単位：人)

	介護時間承認期間						
	計	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	5	4	1				
女性職員	13	6	6				1
計	18	10	7	0	0	0	1

5 職員の休業に関する状況（令和元年度）（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 修学部分休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数
男性職員	
女性職員	1
計	1
	0

(注) 上段は、令和元年度中に新たに修学部分休業を取得した者の数、下段は修学部分休業の期間が平成30年度以前から令和元年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 取得状況（令和元年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員								
女性職員	1	1						
計	1	1	0	0	0	0	0	0

ウ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	1週間の取得時間（平均）				合計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	
男性職員					0
女性職員			1		1
計	0	0	1	0	1

(2) 自己啓発等休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	6	3	3
	2	2	
女性職員	5	5	
	4	2	2
計	11	8	3
	6	4	2

(注) 上段は、令和元年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者の数、下段は自己啓発等休業の期間が平成30年度以前から令和元年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 取得状況（令和元年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の 大学院・大学等	その他	JICA	姉妹 都市	その他
男性職員	6	2		1		3		
女性職員	5	4	1					
計	11	6	1	1	0	3	0	0

ウ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	合計
男性職員	2	3	1	6
女性職員	4	1		5
計	6	4	1	11

(3) 配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（令和元年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員					
女性職員	11	11			
	5	5			
計	11	11	0	0	0
	5	5	0	0	0

（注）上段は、令和元年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が平成30年度以前から令和元年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 承認期間（令和元年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	合計
男性職員				
女性職員	2	7	2	11
計	2	7	2	11

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	令和元年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員 (育児休業 対象者数)			
				うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務取得者	
男性職員	130	8	1	1,630	110	1	
	19	9					
女性職員	1,204	264	114	1,128	1,061	14	11
	1,399	309	115				
計	1,334	272	115	2,758	1,171	15	11
	1,418	318	115				

（注）上段は、令和元年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が平成30年度以前から令和元年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（令和元年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

（ア）育児休業承認期間

（単位：人）

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	106	17	4	2		1	130
女性職員	29	231	327	264	158	195	1204
計	135	248	331	266	158	196	1334

（イ）部分休業承認期間

（単位：人）

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	7		1				8
女性職員	179	29	5	18	32	1	264
計	186	29	6	18	32	1	272

（単位：人）

	1日の部分休業承認期間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
男性職員	2	3	2	1	8
女性職員	55	98	71	40	264
計	57	101	73	41	272

（ウ）育児短時間勤務承認期間

（単位：人）

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員				1	1
女性職員	12	9	7	86	114
計	12	9	7	87	115

（5）大学院修学休業の状況

ア 取得者数 （単位：人）

	取得者数
男性職員	
女性職員	
計	0
	0

（注）上段は、令和元年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が平成30年度以前から令和元年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 許可期間（令和元年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について）

（単位：人）

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員				0
女性職員				0
計	0	0	0	0

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
				723	718			723	718		

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)									0	0		
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)					719	712			719	712		
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)									0	0		
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)									0	0		
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)					3	3			3	3		
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)					1	3			1	3		
合計	0	0	0	0	723	718	0	0	723	718	0	0
法第28条第4項により失職した者												

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
12	17	8	8	9	8	13	23	42	56

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	7	9	4	4	4	5	10	12	25	30
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	3	6	1	1					4	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	2	2	3	3	5	3	3	11	13	19
合計	12	17	8	8	9	8	13	23	42	56

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

(3) サービス規律の遵守に関する取組

ア 令和元年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 年度当初4月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、不祥事根絶行動指針を作成し、「職員の不祥事防止に向けての研修」としてグループ討論形式による職場研修を実施した。 県立学校においては、校長会議等での指示や通知文書を発出し、各校で研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図った。
警察本部長	・ 警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施した。 ・ 各所属における職場教養において、グループ討議等の方法により職務倫理（サービスを含む）に関する教養を実施した。

イ 職員への周知の状況（令和元年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（令和元年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限（令和元年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	1,288	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、柔剣道の審判員等
教育委員会	3,032	
警察本部長	127	
計	4,447	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（平成30年度退職者及び令和元年度退職者）

（単位：件）

職種 \ 区分	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	12	29	41
研究職		2	2
医療職			0
教育職		14	14
警察職	8	8	16
企業職		3	3
合計	20	56	76

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	平成31年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	平成31年度教職員研修計画
警察本部長	平成31年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

< 知事等及び教育委員会（教員を除く） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～7日	2,798人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 37コース	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～4日	1,408人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 1コース	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1日	243人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 22コース	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～10日	1,504人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

< 教育委員会（教員） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 22講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～25日	5,266人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 24講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1日～11日	1,513人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 44講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～5日	2,638人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	815人

※他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 10課程 35回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	12日間 ～75日間	787人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 7回	それぞれの部門に登用される(された)職員	埼玉県警察学校	12日間 ～26日間	210人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 31課程 53回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	3日間～ 16日間	1,699人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 129課程 429回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ～135日	11,944人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度
 <知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和元年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,282人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,653人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,674人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 470人	26,31,41,51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 5,941人	全員(一部35歳及び40歳以上)	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレーボール等 2,372人	各所属	○	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 24,231人	全員		○	○
	その他	サークル活動の促進 22件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 328人	20歳以上の希望者	○	○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和元年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 26,252人	希望者		○	○
	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 433人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 8,350人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 8,630人	全員	○		
	がん検診	胃 2,694人	35歳以上希望者等	○		
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイリフレッシュ	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 70,349件	全員		○	○
その他	ライフプランセミナー	年代別セミナーの開催 2,786人	希望者	○	○	○

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和元年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査等 6,247人	全員 (人間ドック希望者を除く)	○		
	人間ドック	胸部X線撮影、尿検査等 6,444人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MR I、MRA等 386人	希望者		○	
	がん検診	胃、大腸、前立腺、婦人科 6,248人	希望者 (一部年齢制限有り)	○	○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員	○	○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、育児・介護の分野選択 10,824人	全員			○
その他	ライフプラン	年代別セミナー開催 1,726人	該当者	○	○	

(2) 共済制度
<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和元年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 228,099件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 2,357件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 0件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、一部負担金 払戻金 1,415件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 120件	該当者		○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和元年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 833,835件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 15,003件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 9件	該当者		○	
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等付加給付、 一部負担金払戻金 7,719件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 849件	該当者		○	

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和元年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 344,781件 育児休業手当金等 1,567件	該当者 該当者		○ ○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 1,944件	該当者		○	
年金給付 (年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 437件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数 (令和元年度) (単位: 件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	64	11	75
教育委員会	356	29	385
警察本部長	231	21	252
計	651	61	712

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（令和元年度）

(1) 採用試験の実施状況（令和元年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加内の年齢は平成31年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 平成10年4月2日以降に生まれた人で、令和2年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和2年3月31日までに資格取得見込みの人 	第1次試験日 令和元年6月23日	第1次合格発表日 令和元年7月2日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 専門試験 択一式40問 (一般行政、警察 事務は50問出題 (選択解答制) 40問解答) 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 ※新方式試験 第1次試験 専門試験 択一式40問120分 第2次試験 人物試験 個別面接、プレゼンテーション含む個別面接、 適性検査
	福祉				
	心理				
	設備				
	設備(新方式)				
	設備(警察)				
	総合土木				
	総合土木(新方式)				
	建築				
	建築(新方式)				
	化学				
	農業				
林業					
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
免許資格職職員採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、薬剤師免許を有する人又は令和2年春季の国家試験で取得見込みの人 平成8年4月2日以降に生まれた人で、令和2年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は令和2年春季の国家試験で取得見込みの人 			第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査

	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、獣医師免許を有する人又は令和2年春季の国家試験で取得見込みの人 平成8年4月2日以降に生まれた人で、令和2年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は令和2年春季の国家試験で取得見込みの人 			
	保健師	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、保健師免許を有する人又は令和2年春季の国家試験で取得見込みの人 平成11年4月2日以降に生まれた人で、令和2年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和2年春季の国家試験で取得見込みの人 			
	保健師 (警察)	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、保健師免許を有する人又は令和2年春季の国家試験で取得見込みの人 平成11年4月2日以降に生まれた人で、令和2年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和2年春季の国家試験で取得見込みの人 			
	管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)で、管理栄養士免許を有する人又は令和2年春季の国家試験で取得見込みの人 平成10年4月2日以降に生まれた人で、令和2年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、管理栄養士免許を有する人又は令和2年春季の国家試験で取得見込みの人 			
職員採用 初級試験	一般事務	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(17歳～20歳) 	第1次試験日 令和元年9月29日	第1次合格発表日 令和元年10月9日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
	設備		第2次試験日 令和元年10月17日～ 10月31日	最終合格発表日 令和元年11月28日	専門試験(設備、総合土木、 司書) 択一式40問 120分 第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、 適性検査
総合土木					
警察事務職員採用初級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験					
免許資格職職員 採用試験	栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、栄養士の資格を有する人又は令和2年3月31日までに取得見込みの人 			

		司書	・平成元年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は令和2年3月31日までに取得見込みの人			
経験者 職員 採用試験	民間企業等職務経験者区分	一般行政	・昭和35年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人	第1次試験日 令和元年9月29日	第1次合格発表日 令和元年10月23日	第1次試験 教養試験 択一式40問 120分 論文試験 I 1題 75分
		設備		第2次試験日 令和元年11月2日	第2次合格発表日 令和元年11月19日	第2次試験 論文試験 II 1題 75分
		総合土木		第3次試験日 令和元年12月1日	最終合格発表日 令和元年12月13日	人物試験 I 個別面接、 適性検査
		建築				第3次試験 人物試験 II 個別面接
		農業				
	海外活動等経験者区分	一般行政	・平成元年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)			
警察官(巡査) 採用試験 県内第1回試験	I類	・平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和2年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和元年5月12日	第1次合格発表日 令和元年6月4日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 論(作)文試験 1題 60分	
	II類	・平成元年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 令和元年6月8日～7月29日	最終合格発表日 令和元年8月21日	第2次試験 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査	
	III類	・平成元年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人で、I類・II類に該当しない人(18歳～29歳)			国際捜査 I類、サイバー犯罪 捜査 I類、II類 第1次試験 専門試験 I 記述式 90分 論文試験 1題 60分	
	国際捜査 I類	・前記 I類の受験資格を有する人で語学(受験言語)が堪能な人			第2次試験 専門試験 II 口述式 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査	
	武道・体育指導 I類	・前記 I類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			身体検査 体力検査	
	サイバー犯罪捜査 I類	・前記 I類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験(ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有している人				

	サイバー犯罪捜査Ⅱ類	・前記Ⅱ類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有している人			
警察官（巡査）採用試験 県内第2回試験	I類	・平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和2年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和元年9月22日	第1次合格発表日 令和元年10月15日	
	Ⅱ類	・平成元年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人（19歳～29歳）で、短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 令和元年10月19日～12月1日	最終合格発表日 令和元年12月25日	
	Ⅲ類	・平成元年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類、Ⅱ類に該当しない人（17歳～29歳）			
	武道・体育指導Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上（大学卒業見込みの人に限り3段を含む。）の人			
警察官（巡査）採用試験 県外試験	I類	・平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和2年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和元年5月12日～9月29日	第1次合格発表日 令和元年5月22日～10月25日	県内試験に準ずる。
警察官（巡査）採用試験 県外試験	Ⅲ類	・平成元年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類に該当しない人（17歳～29歳）	第2次試験日 令和元年8月3日～12月7日	最終合格発表日 令和元年12月25日～令和2年1月29日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率	
				受験者数	合格者数	受験者数			
職員採用上級試験 ※1	一般行政	人 149	人 1,761	人 1,251	人 583	人 488	人 241	倍 5.2	
	福祉	24	115	88	72	59	33	2.7	
	心理	10	50	36	32	22	13	2.8	
	設備	22	76	57	51	31	19	3.0	
	設備（警察）	1	2	2	1	1	1	2.0	
	総合土木	35	116	88	74	60	35	2.5	
	建築	7	25	19	16	14	10	1.9	
	化学	7	59	39	28	25	9	4.3	
	農業	15	62	50	49	43	17	2.9	
林業	4	18	14	12	9	6	2.3		
警察事務職員採用上級試験		29	207	135	89	75	39	3.5	
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		18	232	166	64	54	24	6.9	
免許資格職職員採用試験	薬剤師	6	47	35	23	22	8	4.4	
	獣医師	10	35	30	30	27	13	2.3	
	保健師	7	34	26	26	26	11	2.4	
	保健師（警察）	1	1	0	-	-	-	-	
	管理栄養士	2	55	41	9	6	3	13.7	
	栄養士	2	34	24	16	11	5	4.8	
	司書	12	156	134	52	48	15	8.9	
職員採用初級試験	一般事務	11	312	264	60	41	20	13.2	
	設備	2	7	5	5	4	3	1.7	
	総合土木	4	11	11	8	8	6	1.8	
警察事務職員採用初級試験		15	210	171	67	58	15	11.4	
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		14	199	173	75	65	28	6.2	
経験者職員採用 試験 ※2	民間企業等職 務経験者区分	一般行政	5	249	145	17	17	9	16.1
		9					6	24.2	
		設備	4	38	29	14	12	6	4.8
		6					4	7.3	
		総合土木	6	34	22	20	18	9	2.4
		8					5	4.4	
	建築	2	15	9	7	5	4	2.3	
3	2					4.5			
農業	2	20	15	7	6	4	3.8		
4					3	5.0			
海外活動等経 験者区分	一般行政	2	16	12	9	9	3	4.0	
						2	2	6.0	
職員採用試験 計		428	4,196	3,091	1,516	1,264	609	5.0	

※1 上級試験の設備、総合土木、建築は新方式含む。 ※2 上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者数

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	130	2,289	1,431	923	622	203	7.0
警察官男性	II類	8	702	505	160	97	30	16.8
警察官男性	III類	110	1,837	1,221	733	628	224	5.5
警察官女性	I類	35	670	425	233	130	63	6.7
警察官女性	II類	5	257	152	60	34	9	16.9
警察官女性	III類	25	580	389	238	193	66	5.9
国際捜査	I類	4	17	15	10	6	2	7.5
武道・体育指導	I類	4	8	7	4	3	3	2.3
サイバー犯罪捜査	I類	2	9	5	3	2	2	2.5
サイバー犯罪捜査	II類	2	33	18	14	5	3	6.0
県外募集	I類	14	231	180	29	10	1	180.0
県外募集	III類	11	183	141	40	22	7	20.1
警察官採用試験 計		350	6,816	4,489	2,447	1,752	613	7.3

(2) 採用選考の実施状況（令和元年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	88	88
定例選考 ※2	153	81
身体障害者選考	357	26

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。

※2 定例選考の対象の職は、看護師、診療放射線技師などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は平成31年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
医療従事職員 (看護師)選考 (2回実施)	人 268	人 172	倍 1.6	・昭和35年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人又は令和元年度の試験で取得見込みの人	第1回 令和元年5月19日 第2回令和元年12月7日	令和元年6月17日 令和2年1月14日	作文試験 1題 60分 適性試験 人物試験 個別面接
障害者を 対象とした 選考	357	26	13.7	・昭和35年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(17歳～58歳) ・身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 ・精神障害者保健福祉手帳を有する人 ・療育手帳又は知的障害者であることの判定書 ・1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人	第1次選考 令和元年10月20日 第2次選考 令和元年11月16日	1次合格発表日 令和元年11月6日 最終合格発表 令和元年12月10日	1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 2次選考 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（令和元年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	1,618人	1,596人	412人	409人	121人	121人	73人	21.9倍
警部補	2,463	2,446	555	550	292	292	243	10.1
巡査部長	2,550	2,519	657	652	443	443	369	6.8

(4) 昇任選考の実施状況（令和元年度）

（単位：人）

職	被選考者数	合格者数
部長級	15	15
副部長級	64	64
課長級	106	106
副課長級	140	140
主幹級	239	239
主査級	216	216
警部	1	1
警部補	2	2
巡査部長	0	0

職員任用に関する規則第21条の14第1項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	232人	159人	79人	49人	55人	3.8倍

*申込者数には、第1次試験免除者49人を含む。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和元年10月23日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。主な内容は次のとおりである。

1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給（平成31年4月から実施）

平成31年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を下回ったことから給料表を引き上げる。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
387,994 円	387,548 円	446円 (0.12%)

※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 42.8歳

- ・ 給料表を、初任給及び若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引上げ

(2) 特別給（令和元年12月から実施）

平成30年8月から令和元年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給を0.05月分下回ったことから、職員の年間支給月数を4.50月に引き上げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.50 月	4.45 月

2 地域手当等の見直し（令和2年4月から実施）

- ・ 国や他の都道府県の状況を踏まえ、地域手当の支給割合を引下げ
- ・ 前記1(1)の改定後の給与水準を維持するため、給料月額の上上げ等一定の調整（地域手当の支給割合 10% → 8.3%、給料表の額に1.01571を乗じる）

3 給与制度の改正等

(1) 住居手当（令和2年4月から実施）

- ・ 令和元年の人事院勧告における住居手当の改定を踏まえ、所要の改定
〔支給対象の家賃額の下限 12,000円 → 16,000円〕
〔手当額の上限 27,000円 → 28,000円〕

(2) 特殊勤務手当（令和2年4月から実施）

- ・ 変則勤務手当等について、国の支給状況等を踏まえ、支給内容の見直し等の必要な措置を講ずることが適当
〔深夜における介護の勤務一回につき 1,100円 → 1,600円〕
〔午後7時～午前6時30分の勤務のうち、深夜以外の変則勤務手当を廃止〕

4 人事管理に関する報告（意見）

(1) 人材の確保

- ・ 職員の仕事がやりがいある魅力的なものという認識が定着するよう引き続き情報発信は重要。今後は学生等のニーズにより近づけるよう、新たな広報手段等も検討
- ・ 障害者については、採用した職員の活躍を推進するため、サポート体制の整備等を進めていくことが必要

(2) 総実勤務時間の縮減

- ・ 職員の時間外勤務の状況及び時間外勤務管理制度の運用が働き方改革の趣旨に沿って適切になされているかについて実態を把握し、必要な働きかけを行う
- ・ 教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、心身共に健康な状態で本来の教育活動に専念できるよう教職員が担うべき業務の明確化と削減、業務改善等を進めていくことが必要

(3) ハラスメントの防止

- ・ ハラスメントは職員の人格や尊厳を傷つけ、心身の健康に支障を及ぼすだけでなく、職場全体の士気や生産性を低下させるものであり、その防止は重要
- ・ ハラスメントでは被害者と加害者の認識にズレがあり、「加害」の意識がないままハラスメント行為を行ってしまうケースがある。職員一人一人が、個々人の認識の違いがハラスメントのリスク要因となることを理解することが重要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 令和元年度中に処理したもの

(令和2年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和2年(措)第1号事案	公立学校教諭	雇用打ち切りの具体的、個別的理由等の説明、次年度の臨時的任用教員の雇用基準の明確化	R2.3.12	R2.3.23判定 却下	

処理 計1事案1件

(2) 係属中のもの

(令和2年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和元年(措)第1号事案	公立学校教諭	法定休憩時間の確保、勤務時間管理の重要性について校長を指導すること等	R1.12.16	係属中	
令和2年(措)第2号事案	公立学校教諭	同僚職員が理不尽な言いがかりをつけてくる、上記に係る管理職員の対応に問題がある等	R2.3.10	係属中	

係属中 計2事案2件

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 令和元年度中に処理したもの

(令和2年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前 7事案	埼玉県教育委員会	戒告、減給、停職	昭49.5.7 外	7事案52件審査請求人 取下げによる終結	
平成30年(不) 第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	30.6.18	R2.3.23 処分承認	

処理 計8事案53件

(2) 係属中のもの

(令和2年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前 10事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	昭35.1.12 外	係属中 17件	
平成31年(不) 第1号事案	埼玉県教育委員会	減給処分	31.3.22	係属中	
令和元年(不) 第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R1.5.20	係属中	
令和元年(不) 第3号事案	知事	懲戒免職	R1.7.16	係属中	

係属中 計13事案20件

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

スタジオカメラほかシステム機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年3月19日（金）

(4) 納入場所

彩の国ビジュアルプラザ

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 大塚 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月18日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月17日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月18日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和2年12月18日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年12月3日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年11月5日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

System Equipment Including a Studio Camera, etc

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, December 18, 2020

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, December 17, 2020

In Person: 10:00 am, Friday, December 18, 2020

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

令和二年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

平成二十二年埼玉県告示第千三百五十九号（鳥獣保護区の更新について）に係る
神川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

神川鳥獣保護区

二 区域

平成二年埼玉県告示第千二百九十二号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

森林鳥獣生息地の保護

告示

埼玉県告示第千二百二十五号

平成二十二年埼玉県告示第千三百六十号（鳥獣保護区の更新について）に係る川本鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

川本鳥獣保護区

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千四百二十号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

希少鳥獣生息地の保護

告示

埼玉県告示第千二百二十六号

平成二十二年埼玉県告示第千三百六十一号（鳥獣保護区の更新について）に係る東武動物公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

東武動物公園鳥獣保護区

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千四百二十一号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百二十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

都幾山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二年埼玉県告示第千二百九十四号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

越生特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十年埼玉県告示第千三百八十三号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

腰越特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十五年埼玉県告示第千六百二十六号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

県民の森特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十五年埼玉県告示第千六百二十六号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

金尾山・風布特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十二年埼玉県告示第千四百三十七号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

美の山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十五年埼玉県告示第千五百七十七号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

熊谷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十三年埼玉県告示第千二百三十六号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百三十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

森林公園ゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二年埼玉県告示第千二百九十四号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

井沼特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十五年埼玉県告示第千四百五十二号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

権現堂特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十五年埼玉県告示第千四百五十四号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

都幾川越瀬橋下流特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十二年埼玉県告示第千四百二十四号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

浦山ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十二年埼玉県告示第千四百二十五号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

榛沢特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十五年埼玉県告示第千二百三十六号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

川島中央特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千三百六十二号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百四十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

前小屋・二ツ小屋特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千三百六十三号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百四十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

町屋新田特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

加須市大字町屋新田地内において、一級河川手子堀川と主要地方道加須・北川辺線との交点を起点とし、同地点から同川に沿って西に進み、加須市道三千二百九十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、加須市道三千三百四十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、加須市道三千三百四十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、加須市道三千三百二号線との交点に至り、同地点から同市道を北に進み、一級河川中川との交点に至り、同川を横断し、加須市道三千三百二十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一級河川新槐堀川との交点に至り、同川を横断し、県道羽生・栗橋線との交点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、加須市道三千七百七十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、加須市道三千五百五十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、主要地方道加須・北川辺線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、一級河川手子堀川と加須市道三千三百九十号線との交点を起点とし、同地点から同川に沿って東に進み、主要地方道加須・北川辺線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、加須市道四千四百二十一号線に入り、午の堀橋から午の堀川に沿って西に進み、加須市道三千三百九十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域（面積二百十五・七ヘクタール）

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
本町在宅クリニッ ク	大津 真弓	久喜市本町三―一六―二三	令和二年十月 一日
八潮なめかわ整形 外科	滑川 陽一	八潮市大瀬五―一―一五さい ゆう3rdヴィレッジ一階	令和二年九月 一日
ももたろう腎・泌 尿器科クリニッ ク	医療法人社団桃 彩会	蕨市塚越二―六―七パ ラド― ルⅡ一―B	令和二年九月 一日
こぐち内科呼吸器 クリニッ ク	小口 展生	上尾市壱丁目東原一四九	令和二年十月 一日
志木いろは橋クリ ニッ ク	芝原 司馬	志木市中宗岡五―一六―二 ―二	令和二年十月 一日
さとう眼科クリニ ッ ク	佐藤 淑子	所沢市くすのき台一―一四― 五グランエミオ所沢三階	令和二年九月 二日
狭山市駅前よしも と耳鼻咽喉科	吉本 亮一	狭山市入間川一―三―二ス カ イテラス商業施設棟三階三〇 一―A	令和二年九月 一日

アイリス薬局	楓薬局	センター薬局上尾店	こすもす薬局	歯科 鶴瀬駅前歯科・矯正	飯能矯正歯科クリ ニック	西大和歯科クリニッ ク	城東歯科	ク たぐま歯科クリニッ ク	ク 科矯正歯科クリニッ ハロ会	医療法人社団マハ ロ会LeaLea歯 科矯正歯科クリニッ ハロ会	R検査センター 市医師会地域PC 北葛北部・南埼玉郡	西川眼科医院
ユー・ティ ー・ピー有 限会社	株式会社ベル ネット	有限会社日本 メデイカル	株式会社みらい ファーマシー	志 医療法人社団大	小出 忠昭	鈴木 稔	科 医療法人城東歯 草加市氷川町八五八	田熊 泰光	医療法人社団マ ハロ会	医療法人社団マ ハロ会	埼玉郡市医師会 堂第二号公園駐 車場内仮設	西川 真平
和光市西大和団地四一	上尾市壱丁目一五〇一	上尾市藤波三三〇五一	北足立郡伊奈町本町一八九一	富士見市鶴瀬東一七三 八初音家ビル一階	飯能市双柳一二七七一六	和光市本町二三一三一	加接骨院一階	三郷市早稲田七一一三八	八潮市中央一―二九一六	八潮市中央一―二九一六	幸手市高須賀地内県営権現 堂第二号公園駐 車場内仮設	入間市上藤沢六〇一五
令和二年八月 十七日	令和二年十月 一日	令和二年十月 一日	令和二年九月 一日	令和二年十月 一日	令和二年四月 七日	令和二年九月 一日	令和二年九月 一日	令和二年十月 一日	令和二年九月 一日	令和二年九月 一日	令和二年五月 二十六日	令和二年十月 一日

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
野崎 勇輝		ひらい整骨院綾瀬院	東京都葛飾区小菅四―一―一		令和二年八月一日
新井 祥哲		花の駅接骨院	蕨市南町二―二―一七メゾンカトレア一〇一		令和二年九月一日
本田 風喜		おおいずみ整骨院練馬院	東京都練馬区練馬一―二六―二エーゲアン・フロントビル一階		令和二年九月二十五日
前島 洋		愛宕駅前通り接骨院	千葉県野田市野田七二二今西ビル一―B		令和二年十月五日
芹澤 幸裕		おおいずみ鍼灸院練馬院	東京都練馬区練馬一―二六―二エーゲアン・フロントビル一階		令和二年十月一日
川原 萌子		在宅マッサージたんぼ西東京	東京都西東京市田無町二―一三―一―一―三〇一		令和二年十月一日

二 指定施術機関

ミルク薬局	株式会社メデイコット	ふじみ野市亀久保一―一―一六ウエストビル一〇五	令和二年九月一日
パール薬局上福岡店	株式会社パール・オネスト	ふじみ野市上福岡一―七―一六	令和二年十月一日
富士薬局羽生店	株式会社富士薬局	羽生市下岩瀬二九〇	令和二年九月一日
ウエルシア薬局鶴ヶ島脚折店	株式会社ウエルシア薬局株式会社	鶴ヶ島市脚折町五―八―二	令和二年十月一日
朝日奈訪問看護ステーション	株式会社K&M	鶴ヶ島市脚折一四四二―一―渡辺マンション一―一〇二	令和二年九月一日
訪問看護ステーションどんぐり花園	株式会社HOP	深谷市小前田二三四〇―五―一 フラワーコーポB一〇一	令和二年七月一日

吉野 誠	張替 正人	原 高広	森 泰祐	鈴木 孝昭	み 池本 あゆ	小沼 保則	美 鎌尾 奈津
院 吉光堂はり灸	療院 はりがえ鍼灸治療院	灸 マッサージ はなまる訪問鍼灸	院 熊谷・行田店 からだ元気治療院	アルク治療院	い わ な み 鍼灸院	術所 フレアス在宅マッサージ上尾施	ー ジ 訪問鍼灸マッサージ
所沢市北秋津七〇八―八六	春日部市備後東三―一六―二五	〇五 東京都葛飾区東新小岩四―二四―一〇 奈良橋コーポ二	行田市長野一―四―三〇	朝霞市仲町一―一―一五 コンフォートF一F	ナビル二〇二 所沢市松葉町四―二五オハ	〇アヴァンセ上尾二〇六 上尾市浅間台四―二三―一	藤ビル二〇一 春日部市八木崎町九―一内
一日 令和元年八月	一日 令和二年十月	一日 令和二年九月	十九日 令和二年七月	一日 令和二年九月	十一日 令和二年九月	一日 令和二年八月	五日 令和二年十月

告示

埼玉県告示第千二百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
奥山こどもクリニック	所在地	白岡市高岩七六五― 一新白岡駅前ホスピ タリテイパーク三F	白岡市新白岡四―一三 ―三新白岡駅前ホスピ タリテイパーク三F
春日部ロイヤル訪問看護ステーション	所在地	春日部市藤塚二六二 二―二	春日部市藤塚二五〇― 一三二

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
佐々木 信一	施術所 所在地		和光市白子三―三 五―七―一〇七パ ルムハウス白子	和光市下新倉五― 三―四四
高橋 直希	施術所 所在地		朝霞市岡三―一〇 ―一七ハイブリッジ 朝霞一〇六	朝霞市仲町一―一 ―一五コンフォー トF一F
相川 哲野	施術所 所在地	名称	さいたま市桜区大久 保領家五〇―五	相川治療院 上尾市緑丘二―六 ―九パインハイツ二 〇三

告示

埼玉県告示第千二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
ももたろう腎・泌尿器科クリニック	蕨市塚越二―六―七パレードⅡ一―B	令和二年八月三十一日
松野クリニック	草加市栄町三―四―三	令和二年六月二十七日
さとう眼科クリニック	所沢市日吉町九―八第二本橋ビル五F	令和二年九月一日
耳鼻咽喉科みどりクリニック	狭山市入間川一―三―ニスカイテラス三〇一―A	令和二年八月三十一日
横田医院	富士見市鶴馬一―一六―三五	令和二年七月三十一日
医療法人社団マハロ会けやき通り歯科医院	八潮市中央一―二九―七―二〇一	令和二年八月三十一日
アネックス歯科診療所	鴻巣市本町一―二―一エルミここのす	令和二年七月三十一日
城東歯科	草加市氷川町八五八―一草加接骨院二階	令和二年八月三十一日

西大和歯科クリニッ ク	和光市西大和団地一―七―五	令和二年八月三十 一日
小出歯科医院	飯能市双柳一二四八―六	令和二年四月六日
ユアデンタルクリニ ック新狭山	狭山市新狭山三―九―一九―一F	平成二十九年十二 月三十一日
こすもす薬局	北足立郡伊奈町本町一―二八九―二	令和二年八月三十 一日
マミー薬局2号店	草加市草加一―四―一	令和二年九月一日
アイリス薬局	和光市西大和団地一―七―七	令和二年八月十六 日
ミルク薬局	ふじみ野市亀久保一―一―一六ウエス トビル一〇五	令和二年八月三十 一日
富士薬局羽生店	羽生市下岩瀬二九〇	令和二年八月三十 一日
関越訪問看護ステー ションたんぽぽ	鶴ヶ島市脚折一四五―一	令和元年十月一日
まるくり訪問看護ス テーション	草加市住吉一―一八―二二	令和二年九月三十 日

二 指定施設機関

氏名	住所	施設		廃止年月日
		名称	所在地	
渡邊 憲治		KEIROW伊勢 崎連取ステーショ ン	群馬県伊勢崎市連取 フルールビル二F	令和二年十月一日
福地 一夫		エールケアサービ ス	熊谷市新堀一―三五 ―一七	平成三十年五月三 十一日

告示

埼玉県告示第千二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
医療法人優萌会新海 歯科医院	上尾市老丁目三四六一〇	令和二年十月十日

告示

埼玉県告示第千二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	高澤歯科クリニック	
所在地	志木市本町五 二〇―二四 サンライトビ ル一F	
開設者名	高澤 淳仁	
サービスの種類	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和二年四月一 日	

告示

埼玉県告示第千二百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
オレンジケアプラン	事業者名 所在地	事業者名 所在地	有限会社本庄 児玉治療セン ター 本庄市東台二 ―六―二六	オクスト有限 会社 熊谷市高柳一 〇三―八	居宅介護支援
オレンジデイサービ スセンター	事業者名 所在地	事業者名 所在地	有限会社本庄 児玉治療セン ター 本庄市東台二 ―六―二六	オクスト有限 会社 熊谷市高柳一 〇三―八	通所介護
グループホームみん なの家 草加	事業者名	事業者名	株式会社ウイ ズネット	ALSOK介 護株式会社	認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護
グループホームみん なの家・草加青柳	事業者名	事業者名	株式会社ウイ ズネット	ALSOK介 護株式会社	認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護

たけな か	事業所名	福祉用具のた けな か	たけな か	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸 与 特定介護用具販売 特定介護予防福祉用 具販売
----------	------	-------------------	----------	--

告示

埼玉県告示第千二百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
シノハラ歯科医院	朝霞市本町二 四―一四	居宅療養管理指導	平成十三年五月三 十一日
ニチイケアセン ター草加高砂	草加市高砂一 〇―四五高梨 ビル三F	居宅介護支援	令和二年九月一 日
オレンジ訪問介護	本庄市東台二 六―二九	訪問介護	令和二年八月三十 一日

告 示

埼玉県告示第千二百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県南児童相談所一時保護所給食調理等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県南児童相談所総務担当 埼玉県川口市芝下1丁目1番56号

3 落札者を決定した日

令和2年9月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社レパスト 東京都中央区銀座7丁目13番8号

5 落札金額

43,560,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月21日

告 示

埼玉県告示第千二百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県所沢児童相談所一時保護所給食調理等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県所沢児童相談所総務担当 埼玉県所沢市並木1丁目9番地2号

3 落札者を決定した日

令和2年9月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社クリーン工房 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F

5 落札金額

57,750,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月28日

告示

埼玉県告示第千二百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

（変更後）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 未定

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

ニ 届出年月日

令和二年十月十六日

二 縦覧期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和二年十一月一日

ニ 届出年月日

令和二年十月十六日

二 縦覧期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク羽生西店

埼玉県羽生市西二丁目千九百六十三番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東行田ショッピング広場

埼玉県行田市長野一―二―三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク東越谷店

埼玉県越谷市東越谷八丁目一―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク黒浜店

埼玉県蓮田市大字黒浜字椿山二千七百九十八番七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
庄内領用悪水路土地改良区から役員の仕事変更について、次のとおり届出があった。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

職 名 氏 名 住 所

旧 理事 名 倉 秀 俊 埼玉県春日部市西金野井八百六十五番地一

新 埼玉県春日部市西金野井八百七十番地六

告 示

埼玉県告示第千二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業さいたま中央地区（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和二年十一月二日から令和二年十二月二日まで

二 縦覧場所

さいたま市役所

告 示

埼玉県告示第千二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、さいたま市森田博ほか二十人からのさいたま中央土地改良区設立の認可申請を令和二年十月二十七日適当と決定したので、同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和二年十一月二日から令和二年十二月二日まで

二 縦覧場所

さいたま市役所

告示

埼玉県告示第千二百六十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇〇八―六一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字坂之下字谷戸七百八十番一 他十五筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 九百六十・九立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一三―二〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目百九十一番地十及び百九十七番地七

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

人身安全関連事案管理システムサーバ等機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年3月1日（月）から令和8年2月28日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部生活安全部人身安全対策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
生活安全部人身安全対策課ストーカー・DV管理係 電話048-832-0110 内線
3435

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月9日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月8日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月9日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和2年12月9日（水）午前10時25分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年12月2日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 11 月 5 日 (木) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Lease of Server Device for Management of Human Safety Related Cases
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. December 9, 2020 By mail; 5:00 p.m. December 8, 2020 In person; 10:20 a.m. December 9, 2020
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 吉場安行東京線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
号地先まで	川口市大字安行字大元六五二番 一号地先から	区 間
一三・〇〇	一〇・七〇 一〇・六〇	敷地の幅員 (メートル)
四四・四六		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子

勉

大間木蔵線	路線名
川口市大字芝字宮根三九〇八番一地从先から 同市大字芝字宮根三九〇八番一地先まで	供用開始の区間
令和二年十月三十日	供用開始の期日
平成二十六年八月十二日付け埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第六号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長一六・二四メートル	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 菅谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>比企郡嵐山町大字志賀字 向イ八一三番一地先から 同郡同町大字志賀字南町 裏九二二番一地先まで</p>		区 間
<p>一 二 ・ 七 〇 〽 一 四 ・ 六 一</p>	<p>八 ・ 四 〇 〽 一 二 ・ 四 〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三 二 一 〇 ・ 六 八</p>		延 長 (メートル)
<p>歩道整備事業による。</p>		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>比企郡小川町大字小川字 上町一二二番二地先から 同郡同町大字小川字上町 一二二番六地先まで</p>		区 間
九・二三〇二五・四〇	九・二三〇九・二七	敷地の幅員 (メートル)
七・二〇		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷嵐山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>比企郡嵐山町大字菅谷字 西側四二七番地先から同 郡同町大字菅谷字西側四 五二番地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>九・六〇〇一五・〇六</p>	<p>七・〇七〇七・一二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二〇四・七五</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>歩道整備事業による。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大野東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>まで</p> <p>字堰根二三九七番一地先</p> <p>平字堰根二三九七番一地</p> <p>先から同郡同町大字西平</p> <p>比企郡ときがわ町大字西</p>		<p>区 間</p>
<p>一八・二四〇～二七・二〇</p>	<p>一八・二四〇～一九・六四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一八・二五</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>災害復旧事業による。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

路線名	大野東松山線
供用開始の区間	比企郡ときがわ町大字西平字 堰根二三九七番一地从先から同 郡同町大字西平字堰根二三九 七番一地从先まで
供用開始の期日	令和二年十月三十日
備考	令和二年十月三十日付け 埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第十四号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長一八・二 五メートル。

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 熊谷館林線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	埼玉県熊谷市玉井字平井通上六二番五 地先から同市代字宮下原七七二番一 地	区 間
一七・八〇〇二五・九五		敷地の幅員 (メートル)
一〇三七・〇〇		延長 (メートル)
熊谷市に引き継ぐ。		備 考

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年十月三十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか18施設で使用する電気
予定契約電力3,357キロワット 予定使用電力量10,557,092キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和3年3月1日（月）から令和4年2月28日（月）まで

(4) 需要場所

埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか18施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定に

よる再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (8) 契約の締結日に関わらず、平成27年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に5,300,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号 埼玉県下水道局
下水道事業課 管理運営担当 電話番号:048-830-5453 FAX:048-830-4884

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和2年12月22日（火）午前10時から令和3年1月13日（水）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和2年12月22日（火）午前10時から令和3年1月13日（水）午後3時まで

なお、郵送する場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県下水道局下水道事業課 令和3年1月14日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年3月31日流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第171条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和2年12月11日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第176条又は埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成22年3月31日流域下水道事業管理規程第3号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 特記事項

この入札及び契約においては、消費税及び地方消費税の合計税率は10%を適用する。

このため埼玉県ホームページ等で公表している入札・契約事務関係文書(要綱、要領等を含む)における消費税及び地方消費税の合計税率8%を10%として読み替えて適用する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書(案)による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Estimated Contract Power Supply of 3,357 Kilowatts to be Used at Saitama Prefecture Arakawa Sagan Nanbu District Sewage System Misaki Relay Pumping Station and 18 Other Facilities (Estimated Power Usage of 10,557,092 Kilowatt Hours)

(2) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System:

From 10 a.m. on December 22, 2020 (Tuesday) until 5 p.m. on January 13, 2021 (Wednesday)

(3) Submission Period for Bids in Person or by Registered Mail:

From 10 a.m. on December 22, 2020 (Tuesday) until 3 p.m. on January 13, 2021 (Wednesday)

(4) Date, Time, and Venue of Bidding

At 10 a.m. on January 14, 2021 (Thursday) at Saitama Prefectural Government Public Sewage Works Bureau Sewerage Works Division

(5) Submission Deadline for Participation Confirmation and Documents:

By 3 p.m. on December 11, 2020 (Friday)

(6) Contact Information

Operations Management Group

Sewerage Works Division

Public Sewage Works Bureau

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-13-3, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

TEL: 048-830-5453 FAX: 048-830-4884